

いじめのない

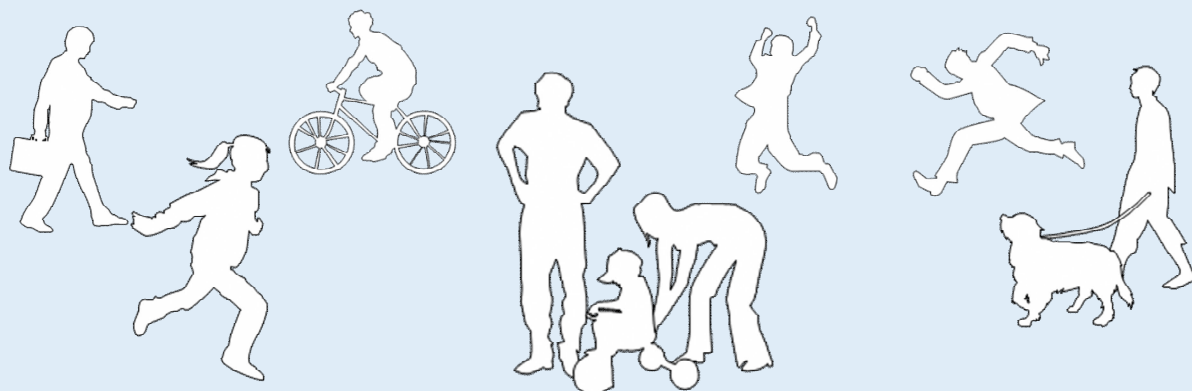
中野区を目指して



合言葉は「いじめを 生まない！」

「いじめを 許さない！」

「いじめを 放置しない！」



中野区では、令和3年3月に「中野区いじめ防止等対策推進条例」を制定しました。

基本理念 ～本条例で5つのことを目指します～

- ①いじめは全ての児童・生徒に関係する許されない行為です。学校の内外問わずいじめが行われないようにします。
- ②いじめは地域社会全体の問題です。区や教育委員会、学校、保護者、区民、関係機関等は主体的にいじめの防止等に取り組みます。
- ③児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるようにすることが大切です。区や教育委員会、学校、保護者、区民、関連機関等は、それぞれの責務を果たし、連携していじめの防止等に取り組みます。
- ④学校でのいじめ防止等の対策は、学校全体で組織的に取り組みます。
- ⑤全ての児童・生徒が、いじめを行わず、いじめの防止等に向けて主体的に行動できるよう、児童・生徒がいじめに関わる問題への理解を深めるための取組をします。

中野区教育委員会

いじめとは？

法*や本条例において、「いじめ」とは、児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍するなど）にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり、その行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを通じて行われるものも含まれます。

【具体例】（中野区いじめに関するアンケート調査 調査項目より）

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。



*いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）のこと。

本条例が示す大人の責務

区、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、区民、関係機関等は、児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整備するため、それぞれがその責務を果たし、お互いに連携していじめの防止等に取り組みます。

第4条 区の責務

いじめ防止等の対策について、国及び東京都と協力しつつ、学校、保護者、区民、関係機関等と連携し、区の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があります。

第5条 教育委員会の責務

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務があります。

第6条 学校及び学校の教職員の責務

学校全体でいじめの防止等に取り組む責務があります。

保護者、区民、関係機関等との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて児童・生徒に対し、いじめの問題に関する啓発及び指導等を行います。

また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する責務があります。



第7条 保護者等の責務

保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、指導を行うよう努めます。

また、保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に児童・生徒をいじめから保護します。

さらに、いじめ防止等のために区や学校と連携し、いじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

第8条 区民等の責務

それぞれの地域において児童・生徒に対する見守り、声かけ等を行い、児童・生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに区や学校に情報提供するよう努めます。

第9条 関連機関等の責務

いじめの防止等に関する啓発活動等を積極的に実施するとともに、区や学校との連携や協力に努めます。

また、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに区または学校に報告するよう努めます。

区や学校では、いじめ防止等のための体制を整え、様々な取組を行います。

基本方針の策定

法や本条例に基づき、
中野区いじめ防止基本方針、
学校いじめ防止基本方針
を定めています。

中野区いじめ防止等対策推進条例

中野区いじめ防止基本方針

本条例に基づき、区や教育委員会、学校がいじめの防止等を行う対策が具体的に示されています。

特に学校が行うべき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、いじめの解消の判断、重大事態への対処について詳しく記載されています。

学校いじめ防止基本方針

区の基本方針に基づき、各学校が実情に応じてより具体的な対策・方針を定めます。個々の教職員が何をすべきか、保護者や地域とどのように連携するかなども示しています。
(各学校のホームページで確認できます。)

いじめ対策のための組織の設置

いじめ対策をより実効的に行うために、区や教育委員会が以下の組織を設置します。

中野区いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関及び団体（教育委員会、学校、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、警察等）で構成されています。様々な対策が円滑に推進されるように、連絡調整や協議が行われます。

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会

学識経験者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識や経験を有する方で構成された、教育委員会の附属機関です。いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査・審議します。また、重大事態が発生した場合は、その調査等を行います。

中野区いじめ問題再調査委員会

重大事態への対処や同種の事態発生防止のために、区長の附属機関として設置されます。学識経験者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識や経験を有する方で構成されます。

教職員の指導力向上

教育委員会では、教員研修や指導用資料を作成し、教職員の指導力の向上に取り組んでいます。

- 教職員対象「いじめ防止研修」や教職員・保護者対象「いじめ防止フォーラム」の実施



- いじめ防止啓発や相談窓口周知の資料



学校における実践例

各学校では、
いじめ防止のための様々な教育
が行われています。

- 道徳教育の充実



- 小中連携したいじめ防止のための話し合い

